部長及び参事官　　免許発第１１号
殿　　平成28年１月18日
所　属　長　　30年保存（口訓）
本　部　長

【沿革】令和元年11月22日免許発第168号改正

運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について
（通達甲）

運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準（以下「処分量定の特例及び軽減の基準」という。）については、「運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準について（例規）」（平成21年５月25日免許発第79号。以下「旧例規」という。）により定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、旧例規に定める処分量定の特例及び軽減の基準について別添のとおりこの通達甲により定め、平成28年２月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、この通達甲により定める処分量定の特例及び軽減の基準については、旧例規に定める処分基準の特例及び軽減の基準と同様に平成21年６月１日以降にした行為を理由とする運転免許の効力の停止等に適用する。

別添

運転免許の効力の停止等の処分量定の特例及び軽減の基準

第１　処分量定に関する特例基準

１　一般違反行為（道路交通法施行令（以下「令」という。）第33条の２第１項第１号に規定する一般違反行為をいう。以下同じ。）をしたことを理由とする処分を猶予された後に、再び違反行為（一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の２第２項第１号に規定する特定違反行為をいう。）をいう。以下同じ。）をしたことにより、新たに処分の基準点数に達した場合における処分量定の特例

別表第１のとおり

２　処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかった場合における処分量定の特例

(1)　運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は６月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止（以下「停止等」という。）の処分期間中又はその処分終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合

別表第２の１のとおり

(2)　一度処分の基準点数に達した者が、その処分が行われるまでの間に再び違反行為を重ねたことによって新たに処分の基準点数に達した場合

別表第２の２のとおり

(3)　違反行為等をしたことを理由とする免許の取消し処分を行った後に、当該処分前にした違反行為等を遅れて認知し、かつ、欠格期間の指定を変更すべき事由が生じた場合

別表第２の３のとおり

３　処分の基準に該当した者に対して、その者の責に帰すべき理由以外の理由により当該処分の理由となった違反行為等をした日から免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下「免許期間」という。）が１年以上経過した後に処分をする場合における処分量定の特例

別表第３のとおり

４　前歴のある者が処分の基準点数に達した場合において、当該処分の理由となった違反行為の前に１点の一般違反行為を１回したことにより前歴とされているものであり、かつ、その１点の一般違反行為の前又は後に１年に近い違反行為等をしない免許期間がある場合における処分量定の特例

別表第４のとおり

5　前歴のある者が処分基準に達した場合において、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により、１年以上の免許期間の処分遅れによるものである場合における処分量定の特例

別表第５のとおり

6　処分量定に関する特例基準運用上の留意点

(1)　処分を猶予された後に再び違反行為をしたことにより処分の基準点数に該当した者について、処分量定を行う場合には、当該処分の理由となる違反行為のみでなく、処分猶予に係る違反行為についても、違反事実及び処分を猶予した理由等を確認するとともに、更に処分量定上考慮すべき新たな事情がないかどうかを確認するなど、できるだけ被処分者に納得の得られる処分を行うようにすること。

(2)　違反行為の認知の遅れ又は処分の遅れが、被処分者の責に帰すべき理由以外によるものである場合には、そのために被処分者に不利益となることのないよう特段の配意をすること。

第２　停止等の処分の軽減等の基準

1　停止等の処分の軽減の基準

(1)　処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があり、かつ、次に掲げるいずれかの事情に該当し、処分を軽減することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるとき（(2)に該当する場合を除く。）は、30日間の処分軽減をすることができるものとする。

ア　交通事故の被害の程度又は不注意の程度のいずれか一方が軽微である場合

イ　違反行為等の動機が、災害、急患往診、傷病人搬送その他やむを得ない事情によるものである場合

ウ　違反行為等が他からの強制によるものであるなどやむを得ない事情によるものである場合

エ　被害者の年齢、健康状態等に特別な事情があるとき等同一原因の他の事故に比べて被害結果を重大ならしめる他の事由が介在した場合

オ　被害者が被処分者の家族又は親族である場合

カ　アからオまでに掲げる場合のほか、明らかに改善の可能性が期待できる場合

(2)　処分基準に該当することとなった者が前歴のない者で、(1)のアからカまでに掲げる２以上の事情に該当し、かつ、処分を軽減することが明らかにその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときに

限って60日間の処分軽減をすることができるものとする。

2　停止等の処分の猶予の基準

停止等の処分の基本量定の期間が30日に該当する者で、１(1)のアからカまでに掲げるいずれかの事情に該当し、かつ、処分を猶予することがその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときは、処分を猶予することができるものとする。

また、停止等の処分の基本量定の期間が60日に該当する者（前歴のない者に限る。）については、１(1)のアからカまでに掲げる２以上の事情に該当し、かつ、処分を猶予することが明らかにその者の運転者としての危険性の改善に効果があると認められるときに限って処分を猶予することができるものとする。

3　停止等の処分を軽減又は猶予する場合の留意点

(1)　停止等の処分の軽減に当たっては、１の停止等の処分の軽減の基準に該当する場合であっても、無条件に処分軽減の対象とすることなく、違反行為等の内容及び被処分者の運転者としての危険性を慎重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で処分の軽減をすること。

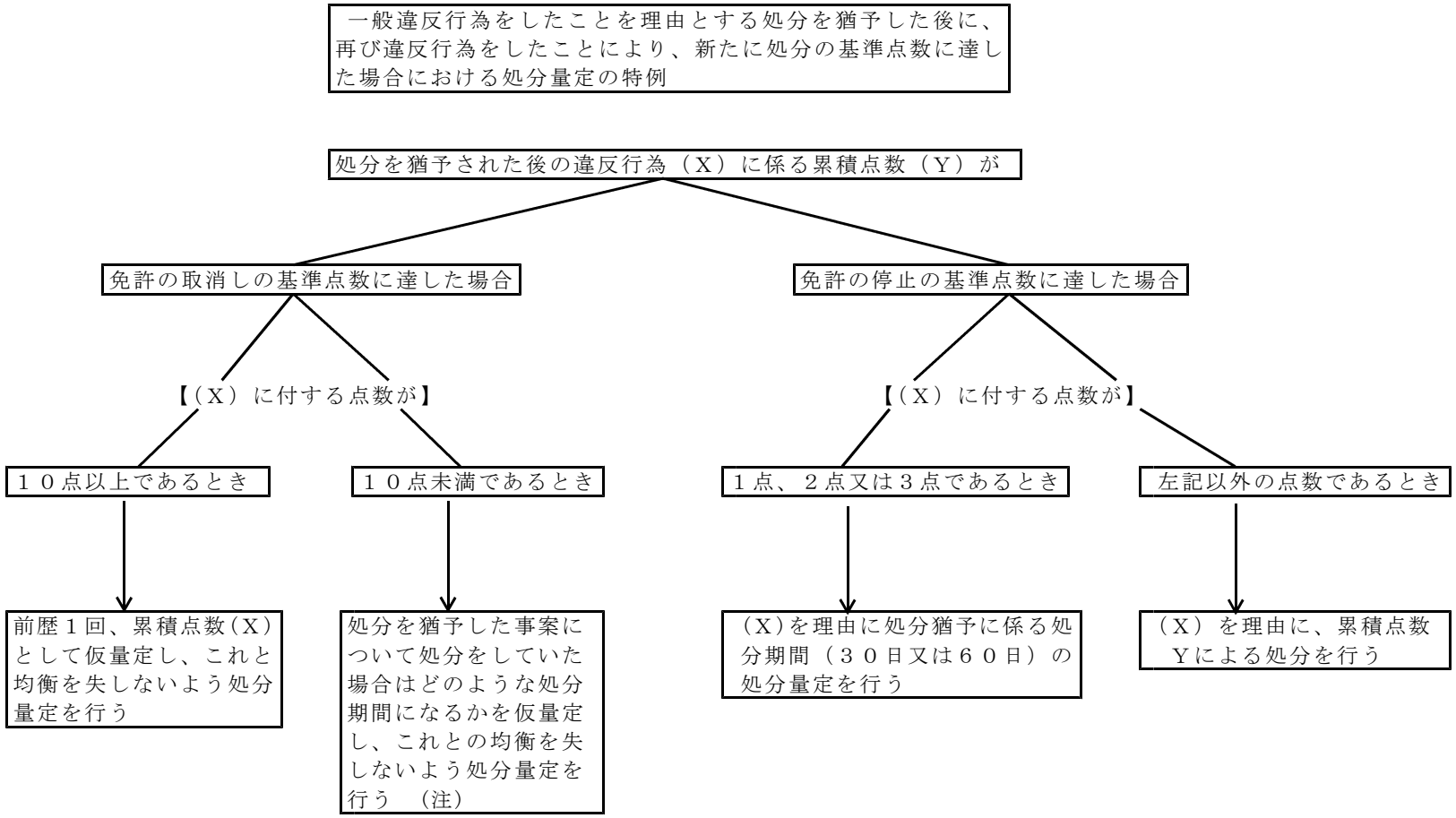
(2)　停止等の処分の軽減に当たっては、同一の条件にある者に対して不公平な取扱いにならないよう、慎重にその内容を検討するとともに、処分を軽減した事案を分類整理しておき、これらの先例を参考にしながら、公平な取扱いができるようにすること。

(3)　停止等の処分の期間を60日間軽減する事案については、事案の内容を特に慎重に検討するとともに、30日間の処分軽減をする事案と比較して社会的に相当と認められる合理的かつ明確な特殊事情のあるものに限定すること。

(4)　停止等の処分を猶予するときは、必ず処分を猶予される運転者の出頭を求め、その者の違反行為等の内容及び処分を猶予される理由を説明して、無事故・無違反に努めるよう指導すること。

なお、違反行為を理由として処分を猶予する場合は、今後更に違反行為をしたときは、処分を猶予した以前の違反点数も累積して処分が行われる旨についても説明すること。

別表第１



（注）免許取消歴等保有者であること等の要件に該当し欠格期間を２年加算されることとなる者にあっては、欠格期間を１年減じることとする。

別表第２の１

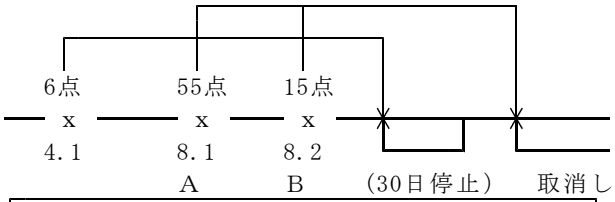
免許の効力の停止等の処分期間中、又はその処分の終了後に当該処分前にした違反行為を認知した場合における処分量定の特例

後に認知した違反行為に付する点数Ｘ（後に認知した違反行為が２以上連続してあるときは、それぞれの違反行為に付する点数の和）が

①　免許の取消しの基準点数に該当するとき	②　免許の停止の基準点数に該当するとき	③　左記①、②以外のとき
Ｘを理由に免許の取消しの処分量定を行う（注）	Ｘとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合と比較して重い処分となるときは、順に処分を行った場合の停止日数まで軽減する。	Ｘとそれ以前の点数を累積の上処分量定を行う。ただし、順に処分を行った場合、停止処分の対象とならないものは、処分量定を行わない。

（注）後に認知した違反行為が一般違反行為と特定違反行為が混在して２以上あるときで、一般違反行為が最も後である場合には、一般違反行為を理由とする Ｘ による処分量定と、それより前の特定違反行為を理由とする処分量定(Ｘ から後の一般違反行為の点数を除いたもの）を比較し、長期間の欠格期間となるものを理由に免許の取消しの処分量定を行う。

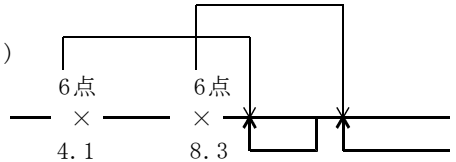
例　　示



・Ａ（特定違反行為）を理由とした場合
　累積なし、Ａのみ55点（7年欠格）
・Ｂ（一般違反行為）を理由とした場合
　55＋15＝70点（5年欠格）
よって、Ａ（特定違反行為）を理由に免許の取消しの処分量定を行う

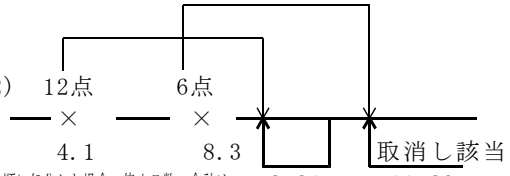
例　　示

(1)



※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので軽減措置はとらないこと

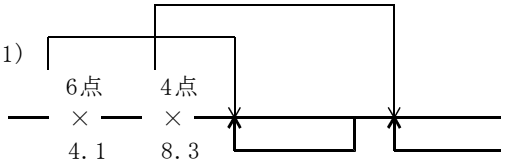
(2)



※：順に処分した場合の停止日数の合計は180日となるので、取消しを90日（前歴1回の6点）の停止処分に軽減

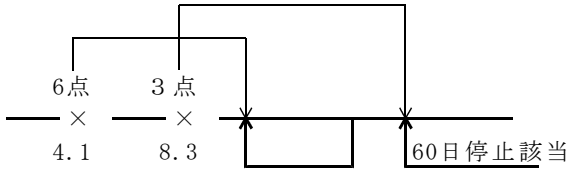
例　　示

(1)



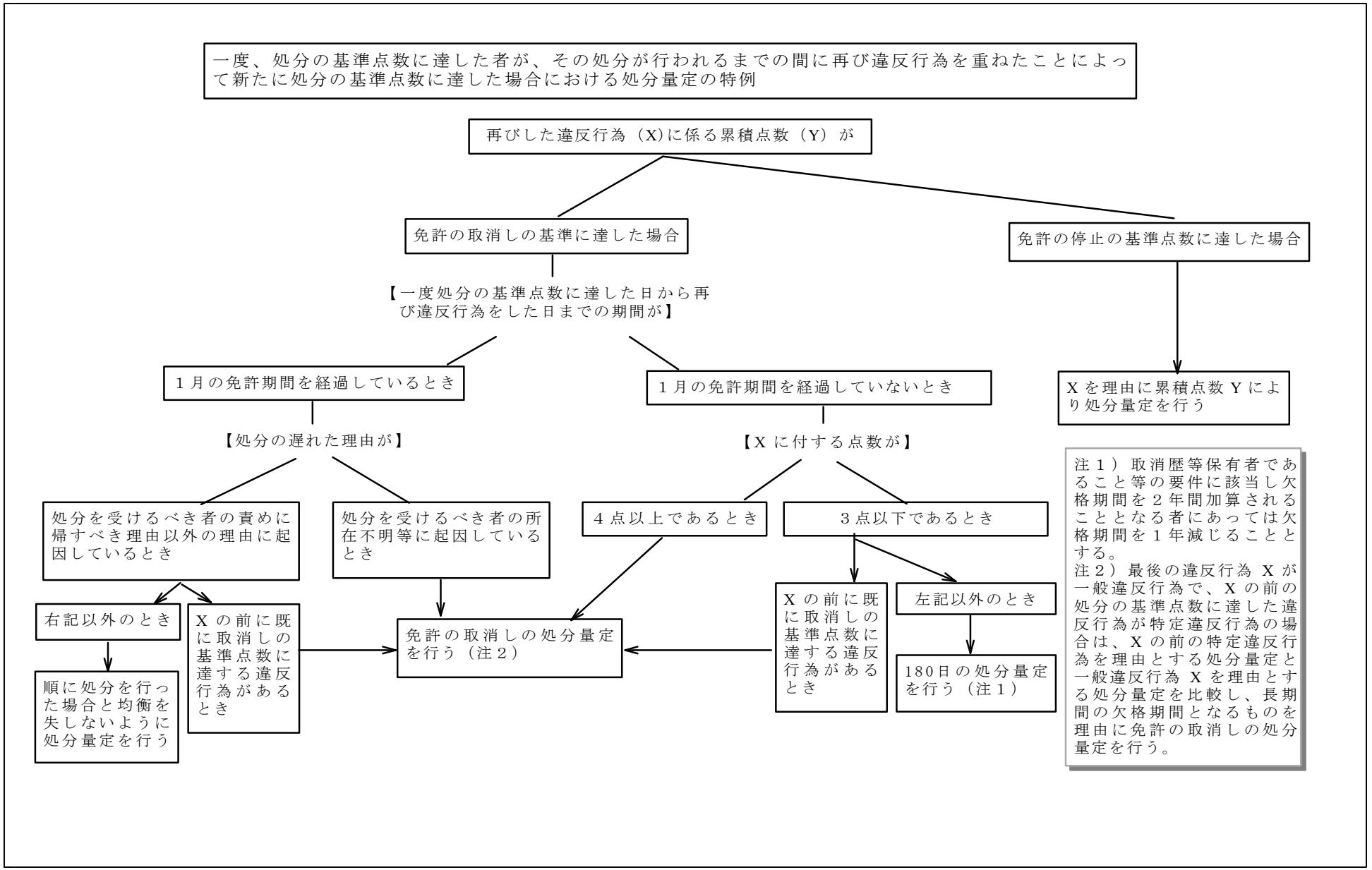
※：順に処分した場合と同じ処分量定となるので停止処分とすること

(2)

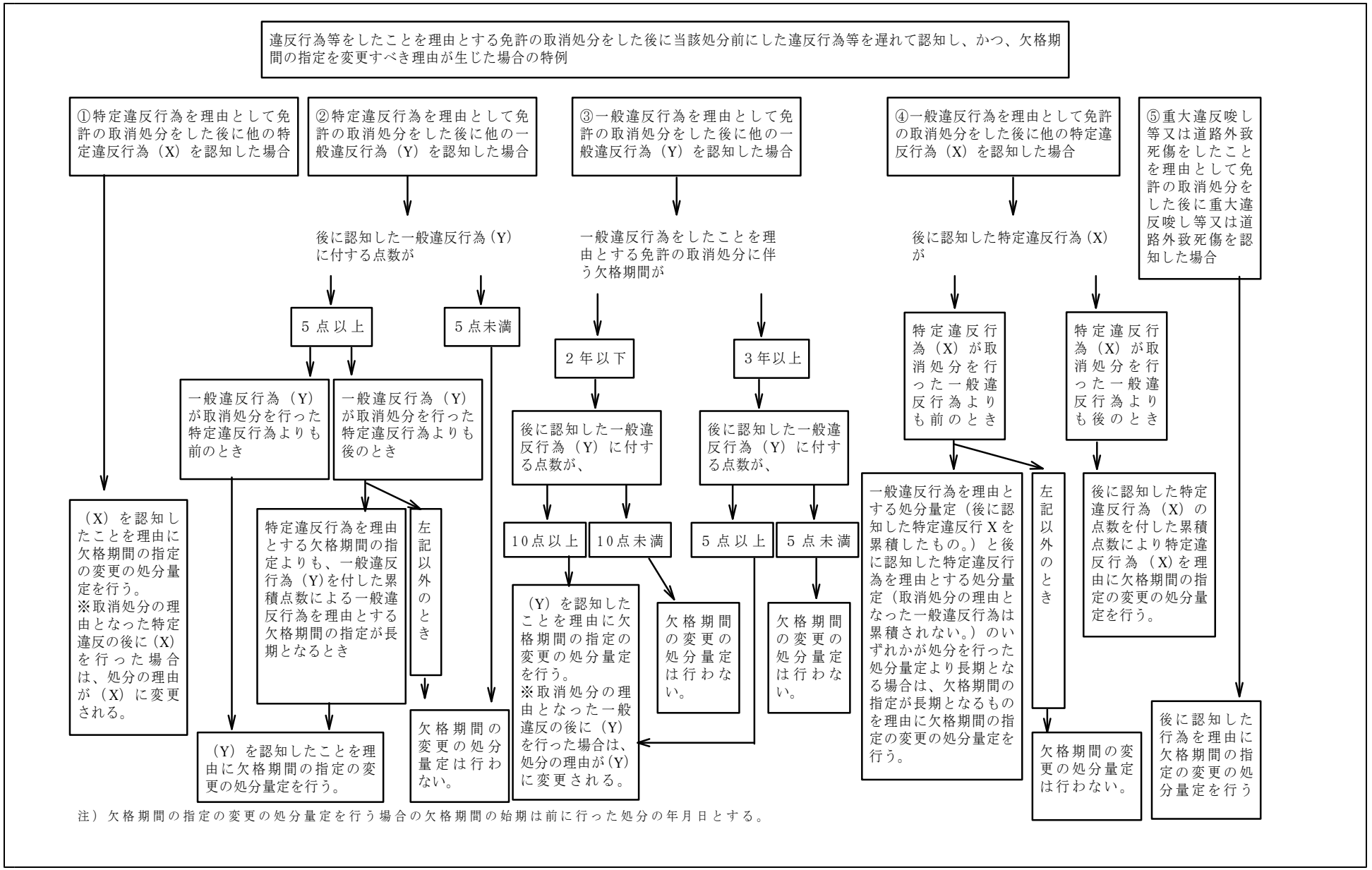


※：順に処分した場合は処分対象とはならないので停止処分はしないこと

別表第２の２

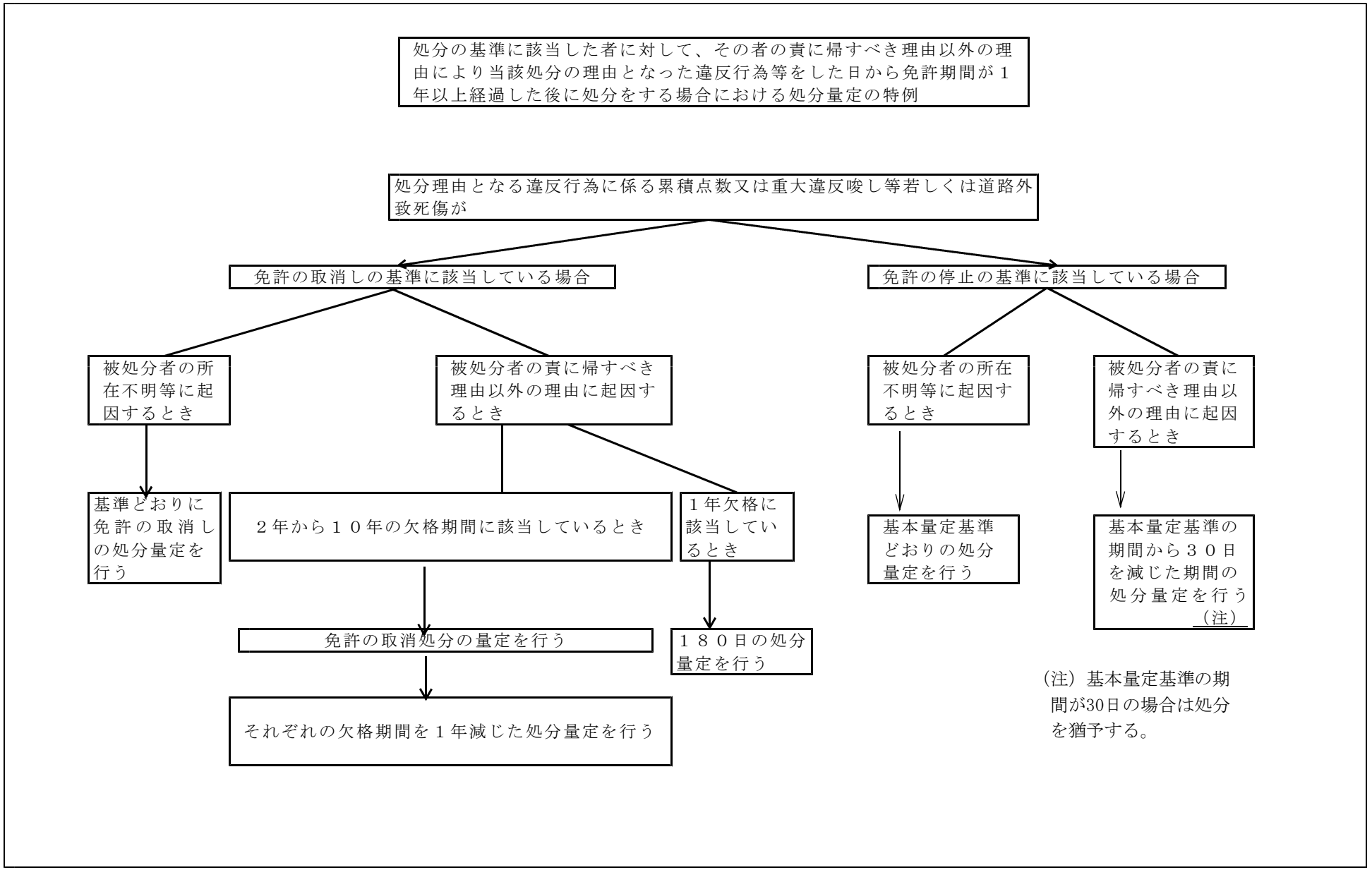

一度、処分の基準点数に達した者が、その処分が行われるまでの間に再び違反行為を重ねたことによって新たに処分の基準点数に達した場合における処分量定の特例
再びした違反行為（X)に係る累積点数（Y）が
免許の取消しの基準に達した場合
免許の停止の基準点数に達した場合
【一度処分の基準点数に達した日から再び違反行為をした日までの期間が】
１月の免許期間を経過しているとき
１月の免許期間を経過していないとき
Ｘを理由に累積点数Ｙにより処分量定を行う
【処分の遅れた理由が】
【X に付する点数が】
処分を受けるべき者の責めに帰すべき理由以外の理由に起因しているとき
処分を受けるべき者の所在不明等に起因しているとき
４点以上であるとき
３点以下であるとき
右記以外のとき
X の前に既に取消しの基準点数に達する違反行為があるとき
免許の取消しの処分量定を行う（注２）
X の前に既に取消しの基準点数に達する違反行為があるとき
左記以外のとき
順に処分を行った場合と均衡を失しないように処分量定を行う
180日の処分量定を行う（注１）
注１）取消歴等保有者であること等の要件に該当し欠格期間を２年間加算されることとなる者にあっては欠格期間を１年減じることとする。
注２）最後の違反行為 X が一般違反行為で、X の前の処分の基準点数に達した違反行為が特定違反行為の場合は、X の前の特定違反行為を理由とする処分量定と一般違反行為 X を理由とする処分量定を比較し、長期間の欠格期間となるものを理由に免許の取消しの処分量定を行う。

別表第２の３

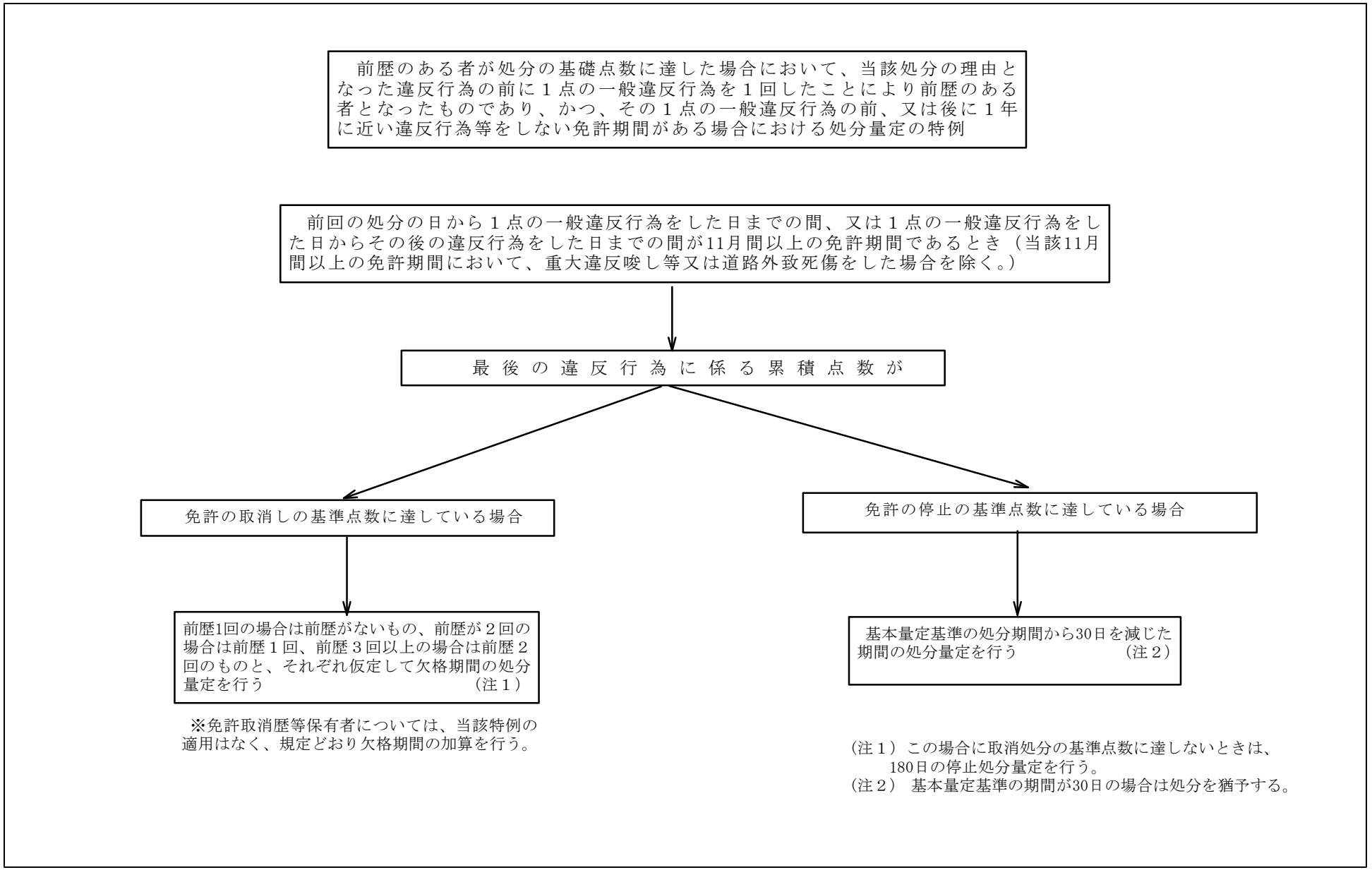


注）欠格期間の指定の変更の処分量定を行う場合の欠格期間の始期は前に行った処分の年月日とする。

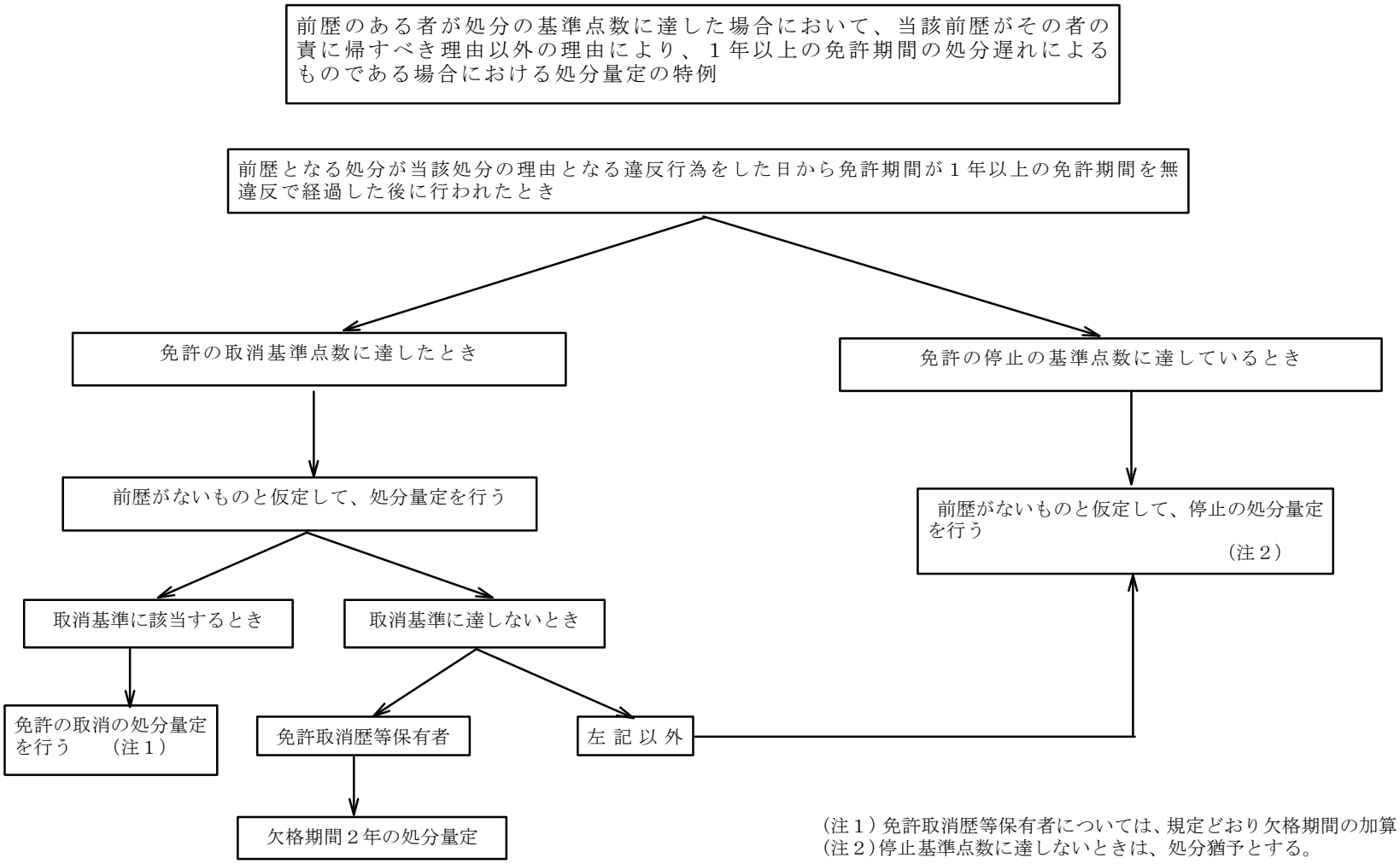
別表第３


処分の基準に該当した者に対して、その者の責に帰すべき理由以外の理由により当該処分の理由となった違反行為等をした日から免許期間が１年以上経過した後に処分をする場合における処分量定の特例
処分理由となる違反行為に係る累積点数又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷が
免許の取消しの基準に該当している場合
免許の停止の基準に該当している場合
被処分者の所在不明等に起因するとき
被処分者の責に帰すべき理由以外の理由に起因するとき
被処分者の所在不明等に起因するとき
被処分者の責に帰すべき理由以外の理由に起因するとき
基準どおりに免許の取消しの処分量定を行う
２年から１０年の欠格期間に該当しているとき
１年欠格に該当しているとき
基本量定基準どおりの処分量定を行う
基本量定基準の期間から３０日を減じた期間の処分量定を行う（注）
免許の取消処分の量定を行う
１８０日の処分量定を行う
それぞれの欠格期間を１年減じた処分量定を行う
（注）基本量定基準の期間が30日の場合は処分を猶予する。

別表第４


前歴のある者が処分の基礎点数に達した場合において、当該処分の理由となった違反行為の前に１点の一般違反行為を１回したことにより前歴のある者となったものであり、かつ、その１点の一般違反行為の前、又は後に１年に近い違反行為等をしない免許期間がある場合における処分量定の特例
前回の処分の日から１点の一般違反行為をした日までの間、又は１点の一般違反行為をした日からその後の違反行為をした日までの間が11月間以上の免許期間であるとき（当該11月間以上の免許期間において、重大違反唆し等又は道路外致死傷をした場合を除く。）
最後の違反行為に係る累積点数が
免許の取消しの基準点数に達している場合
免許の停止の基準点数に達している場合
前歴1回の場合は前歴がないもの、前歴が２回の場合は前歴１回、前歴３回以上の場合は前歴２回のものと、それぞれ仮定して欠格期間の処分量定を行う（注１）
※免許取消歴等保有者については、当該特例の適用はなく、規定どおり欠格期間の加算を行う。
基本量定基準の処分期間から30日を減じた期間の処分量定を行う（注２）
（注１）この場合に取消処分の基準点数に達しないときは、180日の停止処分量定を行う。
（注２） 基本量定基準の期間が30日の場合は処分を猶予する。

別表第５


前歴のある者が処分の基準点数に達した場合において、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により、１年以上の免許期間の処分遅れによるものである場合における処分量定の特例
前歴となる処分が当該処分の理由となる違反行為をした日から免許期間が１年以上の免許期間を無違反で経過した後に行われたとき
免許の取消基準点数に達したとき
免許の停止の基準点数に達しているとき
前歴がないものと仮定して、処分量定を行う
前歴がないものと仮定して、停止の処分量定を行う
（注２）
取消基準に該当するとき
取消基準に達しないとき
免許の取消の処分量定を行う　（注１）
免許取消歴等保有者
左 記 以 外
欠格期間２年の処分量定
（注１）免許取消歴等保有者については、規定どおり欠格期間の加算を行う。
（注２）停止基準点数に達しないときは、処分猶予とする。